

## 横須賀市立学校市費負担教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、市立高等学校及び市立幼稚園の校長、園長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び実習助手並びに市立中学校の任期付教育職員が、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例第5条第3項の規定により自家用自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車・原動機付自転車を除く。）をいう。以下同じ。）を使用して旅行する場合に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用地域の制限）

第2条 自家用自動車を使用することのできる旅行は、原則として県内旅行とする。ただし、教職員課長が認めた場合にあっては、この限りではない。

### （自家用自動車の使用基準）

第3条 旅行命令権者は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、職員が公用車を使用できない状況にあるため、自家用自動車を使用することがやむを得ないと認めるときには、職員の申請に基づき、第6条の規定によりあらかじめ登録の承認を受けた職員の自家用自動車を使用して旅行することを命じることができる。

- (1) 災害の発生等緊急を要する場合
- (2) 公共交通機関の利用が、公務能率の著しい低下を招くと認める場合
- (3) 公共交通機関が運行していない場合

2 前項各号の場合にかかわらず、旅行命令権者は、身体の障害等により必要があると認めるときには、自家用自動車を使用して旅行することを命じることができる。

### （自家用自動車の運転による旅行ができない職員）

第4条 前条の規定にかかわらず、旅行命令権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、自家用自動車を使用して旅行することを命じることができない。

- (1) 運転免許取得後1年未満である場合
- (2) 健康状態が運転に適さないと認める場合
- (3) その他運転に適さないと認める場合

### （自家用自動車への同乗による旅行）

第5条 旅行命令権者は、自家用自動車を使用して旅行することを命じた職員と用務内容及び用務地等が同一である他の職員の旅行について、命令を受けた職員の自家用自動車に同乗して旅行することが業務遂行上効率的であると認める場合には、同乗する職員の申請に基づき、同乗による旅行を命じることができる。

#### (自家用自動車の登録の申請及び承認)

第6条 旅行に使用できる自家用自動車は、次の各号に該当するものとし、職員は、あらかじめ公務に使用する自家用自動車登録(変更)申請書(第1号様式)により学校長に申請し、承認を受けなければならない。

(1) 職員又は職員と同居する親族が所有(割賦販売法(昭和36年法律第159号)による割賦等で購入し、所有権が留保されているものも含む。)しているもの。

(2) 当該職員が運転した場合に支払い対象となる対人賠償無制限及び対物賠償1千万円以上の任意保険が付されているもの。

2 職員は、前項の承認を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに公務に使用する自家用自動車登録(変更)申請書(第1号様式)により学校長に申請し、承認を受けなければならない。

#### (自家用自動車登録台帳の整備)

第7条 学校長は、前条の規定により承認した自家用自動車について、公務に使用する自家用自動車登録台帳(第2号様式)に登録し、各学校に備え付けておかなければならない。

#### (交通事故の報告及び処理)

第8条 学校長は、自家用自動車を使用して旅行した職員が、当該旅行中に事故を起こした場合は、横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則8号)第32条1項、横須賀市立高等学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則10号)第36条1項又は横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第11号)第30条第12項に基づく報告を行わなければならない。

2 前項に規定する場合において、第三者に損害を与えたときは、当該職員の責務とは別に、学校長の責任において相手方との事故処理を行う。

#### (損害賠償)

第9条 自家用自動車を使用して旅行をした職員が、当該旅行中に事故を起こし、第三者に損害を与えた場合において、その賠償額が自動車損害賠償補償法(昭和30年法律第97号)第5条に規定する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により支払われた保険金額を超えるときは、市はその差額に相当する額を負担するものとする。ただし、当該職員に故意又は重大な過失があったときは、市は当該職員に対して求償権を行使するものとする。

2 自家用自動車を使用した場合の旅行中における故障又は事故等による当該自家用自動車の損害については、職員の過失の有無にかかわらず、市はその責任を負わないものとする。

3 職員が登録を受けていない自家用自動車を使用し、又は自家用自動車による旅行の命令を受けずに自家用自動車を使用し、事故を起こした場合は、第1項の規定にかかわらず、市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱事務に必要な事項は教育総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年9月1日から施行する。